

[原著論文：査読付]

開放蒙地と20世紀はじめ頃のジャライド旗

孟 根^{*,**}

Mongolians' Land opening policy and Jalaid Hoosyoo in early 20's Century

Meng GEN^{*,**}

Abstract

Due to the Mongolians' Land opening policy, all sorts of changes have taken place in Jalaid Hoosyoo.

First of all, cities and villages have been built up and farming has been widely settled down. Darai Town, Tairai Town, Jingxing Town has gradually been built in Jalaid Hoosyoo. At that time, compared to cities, the number of villages was spread wildly. The herdsmen who lived in removed place or inland of prairie would live in the yurt when they went to herd, while influenced by Han Chinese many Mongolians began to live a resident life.

Because of Mongolians' Land opening policy, frequently population moving had accelerated process of Mongolians' losing their lands. Mongolians went back from the north once again and it was impossible to recapture their lands from Han Chinese. Because of the weak consciousness of owning land, Mongolians had lost their lands.

Furthermore, herdsmen who lived in the further south of Mongolia lived in farming life, and the people who lived in the further north were focus on herding. On the one hand, there was no more a large of livestock in the south. On the other hand, the lands for herding were reduced in the north. The number of nomadic families was significantly reduced. In the economic zones formed for the mentioned reason, the nomadic economy of Jalaid Hoosyoo was gradually forced to decline.

KEY WORDS : Mongolians' Land opening policy, Jalaid Hoosyoo, changes

*九州共立大学共通教育センター
**内モンゴル大学外国語学院

*Kyushu Kyoritsu University
**Foreign Languages College, Inner Mongolia University

はじめに

川に沿って遊牧するが、いざというときに直ちに戦士へ変身し戦場に赴く。これは、何百年も前のモンゴル人の生活様式であった。モンゴル部落が清朝に降伏し、清朝の統治を受けた後でも、これが変えられず続けていた。ただし放牧地域がもとの広い範囲から一つの旗へと限定された。当時モンゴル王公が領土的支配権を有していた土地を蒙地と総称し、その領土ごとに蒙旗を設置し旗制を施行した。モンゴル人は各蒙旗に所属され、旗民と呼ばれて、他旗に移住したり旗境をこえて放牧したりすることは禁止されていた。なぜならば、蒙地にたいして清朝が立ち入り禁止制度を施行していたからである。蒙旗と蒙旗の間ばかりではなく、漢人農耕地域と蒙地との間にもそうだった。例えば、長城以南の漢人は古北口、山海関、殺虎口など関所をこえて関外の蒙地に移住してはいけない。

そのため、ジャライド旗には外からの人がほとんど見られない。たまに漢人と、他旗からきて「そとモンゴル人」（山海関より近い南部蒙旗のモンゴル人）と呼ばれる人たちが入植し、ジャサック（旗王爺）をはじめとするえらい人の許可をえ、ジャライド旗に移住し耕作していた。しかし、人数が僅で一人二人のように点在していたためジャライド旗に何の影響をも与えなかった。

ところが、20世紀はじめ頃、清朝は「移民実辺」政策を施行し、ジャライド旗をはじめとする東部のいくつかの蒙旗に大量な農民を入れ、区画された遊牧地を開墾させ、漢人の蒙地入植を合法化させた。本旗の封鎖状態が完全に打開された。これを開放蒙地という。

ここで取り扱う研究対象のジャライド旗は、このような、清朝末期における蒙旗である。古い文献資料に「札賚特旗」と書かれてあるが、現在中国語で「扎賚特旗」と書かれある。ジャライド旗についての研究は、中国では20世紀80年代から始まり、論文及び旗志などが発表、出版された。筆者が2008年12月、日本東京工業大学で「ジャライド旗における社会文化の変容—豊屯を事例に—」というテーマを以て博士号を取得し、以来、開放蒙地による弊害がいかに現代モンゴル社会までいたっているかに専念している。他の先行研究以外、日本の吉田順一、広川佐保諸氏の研究から示唆されたことはとくに多い。

ジャライド旗の歴史上、開放蒙地は非常に目立つ境目となり、それ以前とそれ以後の状況が全く異なる。開放蒙地によって、ジャライド旗に何が起こっていた

か、モンゴル人の生活様式がいかに変化していたか、それらの諸現象をどのように読み取るべきかは重要である。ここで主に日本人の当時行った実地調査による文献資料を踏まえ、これらの課題を明らかにする。

1. 開放蒙地概要

清朝光緒二十五（1899）年十二月、黒龍江將軍恩澤は、東部辺境を侵略しようとする露国の野心を防ぎ、蒙地に漢人を入植させるべきである、という「移民実辺」政策を提案し、「商訂札賚特旗蒙荒招墾章程十四條」を添えて、清朝皇帝に呈上した¹⁾。皇帝の許可をえてから通判張心田、雲騎尉舒爾幹をジャライド旗に派遣した。張、舒二人はジャライド旗のジャサック（旗王爺）と王公貴族と交渉したところ、本旗のもっとも南部の嫩江沿岸四家子、二龍索口が開放されることになる。張心田は蒙荒招墾章程にしたがって、光緒二十六（1900）年五月「土地丈放」、つまり土地を測量し、報領者を入れることに着手した。しかし、匪賊の乱がおこり、土地丈放が中止される。

光緒二十八（1902）年、清朝政府は齊齊哈爾に蒙荒総局、ジャライド旗に蒙荒行局を設け、四人ほどの起員（役員）を配置し、漢人の中から土地報領者を募集した。募集者が押荒銀を払って土地使用権を得る。押荒銀を「押租錢」「荒価」とも称し、1垧地²⁾につき四吊二百文となる、と定められていた。土地使用権の証書「信票」が三連票からなり、2枚が蒙荒行局と所在地にそれぞれ扱われ、残りの1枚を農民が保管する。6年目荒地が熟地になり、農民が蒙租を納付しはじめる。そのとき、その土地信票などをもって土地証書「大照」を取得する。

当時土地に等級を着けなかったうえ、面積の三割ほどは税額が控除された。農民が百垧地を報領する際、そのうち七十垧地だけが押荒銀、蒙租を課される対象となる。不毛地ならば、さらに五割ないし七割までも控除されることができる。この優遇条件が開放蒙地を促進していた。光緒二十八（1902）年八月、月亮泡以南四家子一帯が始まり、十月に腰窩堡まで進んだ。寒冷のため一度中止した。二十九（1903）年の春から再び始まり、五月に月亮泡以南が終わった。六月その以北の丈放が始まり五棵樹までいく、氷結で中止。翌年の三十（1904）年の春から再び開始し、塔子城まで進んだ。三十一（1905）年の春景星一帯を丈放し、年末に中止した³⁾。

開墾面積が計画どおりの数字に達していない、とい

う理由で黒龍江側は旗ジャサックを命じ、土地をもっと開放するよう要求した。よって、より北部に位置する哈拉火焼一帯も開放地にし、軍人を駐屯させ、屯墾のかたちで開墾した。哈拉火焼は齊齊哈爾、奉天、洮南をつなげる要道であり、当時の地図に日本語で「ハラホシヨ」としめしていた⁴⁾。東三省総督徐世昌は、陸軍退役軍人のなか万人を募集し、哈拉火焼に入植させるなら、第9年目から銀660,812両の利益を得ると朝廷に呈上した⁵⁾。

このようにジャライド旗の開放蒙地は北のほうまで進んでいた。

2. 開墾された面積および収入

ジャライド旗の開墾面積について、『西科後旗扎賚特旗開放蒙地調査報告書』で約456,981垧⁷⁾、『扎賚特旗志』で約499,942垧⁷⁾であると記している。

ジャライド旗の開放蒙地によって、清朝は早期どのぐらいの金額を収めようとしていたのかについて、『署将將軍程奏札賚特旗蒙荒勘放完竣摺』という文献から大まかにわかる。文献のなか「拋行局報稱、該蒙荒一律丈放完竣、計本年放出毛荒二十九萬四千六百二十二垧五畝。前後共放毛荒四十五萬六千九百八十一垧五分、照章以七折折扣、實地三十一萬九千八百八十六垧。每垧押荒銀一兩四錢中錢二吊二百文折算、前後收押租錢約四十四萬七千八百四十一兩⁸⁾」との内容が書かれてある。(行局の報告によると、今年ジャライド旗の開放された荒地は294,622.5垧であり、合計456,981.05垧である。原則に従い、そのうちの三割が控除されたとしたら、実地は約319,88垧ほどである。1垧つき押荒銀が銀1.4錢つまり中錢二吊二百文となり、収まる押荒銀は約447,841兩となる。)以上の447,841兩は、半分が清朝国庫に、半分がジャライド旗財政に入る予定であった。

ところが、実際上記のとおりに至らず、報領された土地面積に相当する押荒銀が納められなかった。当時、土地商人(攬頭と呼ばれる人)がいて、ただ20%の押荒銀を払って大量な土地を報領していたが、個人報領者をうまくさがせず、土地が荒地のまま彼らの手にたまっていた。また、「浮多地」にも原因があった。浮多地とは攬頭も一般報領者も登録されずに占有する土地であり、隠していたため押荒銀も地租も払わないように済む。

なぜ清朝は蒙地にそれほど漢人を入れたかについてさまざまな説があるが、辺境安全より押荒銀と地租の

ほうがより求められ、収入を増やし財政困難を解決しようというのは清朝のもっとも重要な狙いであった。そのため清朝は、ジャライド旗に圧迫力をかけ、開放蒙地を北部まで広げるよう命じていた。『商定札賚特旗蒙荒招墾章程十四條』によると、これらの金額を何百里も遠く齊齊哈爾まで運送中蒙荒行局役員が匪賊にやられる可能性が高いと恩澤は考慮し、護送兵隊を本旗に派遣していた。護送兵隊までを付け加えることから、清朝の求められていた金額はいかに大量であったか推測できるだろう。

3. 村落、町の形成

ジャライド旗における早期固定住宅には、18世紀後期に建てられたチンダムニ寺院と、そのあと建てられたバヤンハラ王爺府がある。僧侶と王公貴族をのぞき、多くのモンゴル人が「包」での移動生活をし、村落というかたちに全然馴染んでいなかった。ところが、蒙地開放以後、村落が次から次へと、しかも異なった形で彼らの生活のなか現れてきた。

まず、漢人が土地を報領し、開放地域に集まって定着する際に形成される漢人の村をみてみよう。

この村がどのようにつくられているかを、1930年代日本人がジャライド旗泰賚元茂屯で行った聞き取り調査からわかる。洪守仁は村の一番古い人間で、ジャライド旗が開放された直後に進入して土地を開拓した。第一年目に12人(コック、警備、馬官などの役割が分けられている)を連れ、四つの馬車で移入してきて開拓し始めた。最初しばらく住む用の臨時的に家を作り、井戸を掘り、土レンガを造った。基本材料をそろえてから家屋の基礎と枠を一ヶ月間建てた。彼は耕作にも力を入れ、同年春季18垧の荒地を開墾し、作物を植えた。二年目に引き続き新しく開墾し、五間家を建て、家族を原籍から引っ越しさせた。三年目に耕作地が九十垧にも達した。小作人たちは彼の家を借り同じ庭院で生活を送り、耕作に従事していた⁹⁾。これは元茂屯のもとである。

次に、漢人とモンゴル人が雑居する状況をみよう。

光緒27(1901)年ジャライド旗大賚縣寶石屯一帯には、二三十戸のそとモンゴル人が土着民であるノトック人の小作人として耕作していたが、漢人がこの辺の土地を報領し、つぎつぎ入植していた¹⁰⁾原因で寶石屯という雑居村ができる。腰五九もこのようにできた村である。ここはもともとジャライド旗王爺の牧場で、牧人が王爺の馬を飼っていたところである。彼ら

が王爺の同意を得て、はじめて三人のそとモンゴル人を募集し、土地を耕させた。その後漢人も絶えず入植しモンゴル人と雑居するようになる¹¹⁾。

これらの村がしばらくすると壊されていて、最後漢人だけからなる村落になってしまうケースは多い。これは、モンゴル人が雑居生活を嫌がって、どんどん北部に移住していったからである。

本旗にもう一つの村のかたちがあるが、それは北部を中心に形成された蒙古村（「モンゴル・アイル」）。モンゴル人ばかりがいる村なのでこのように呼ばれている。豊屯を例にしよう。ここで初めて定住生活をしたのはそとモンゴル人、エルドンという人である。彼は小作人として1916年に豊屯にやってきて、バトボイン牧主の土地を耕し、三年目から地租を払った。その後、他の外旗人も入植してノトック人に雇われるようになる。彼らの影響をうけ、ノトック人も家を固定して移動生活を控えていた¹²⁾。

豊屯の南に位置する阿拉丹花も蒙古村である。最初、ノトック人が牧畜を営んでいたところにそとモンゴル人が入植し農耕を開始した。1939年にはノトック人は二十戸、外旗人は三十二戸であった¹³⁾。

蒙古村は放牧を重んじ、放牧支障にならないように耕作地を区画し、その周辺に家を建て定住していた。とくに茂力吐屯ではノトック人による部落会議までもあり、それを通じて北部山の南斜面一帯に農耕地とし、それ以外は禁止地域とされていた¹⁴⁾。つまり、ここではそとモンゴル人による農耕、ノトック人による牧畜はそれぞれのルールに従って経営されていた。

このような蒙古村が主に綽爾河沿岸に集中し、漢人がほとんどいない地域に現れていた。漢人の村と比べると、戸数が少ないのは一つ大きな特徴である。明治41（1908）年、日本人がジャライド旗で調査を行ない、月亮泡子から旗王府までの途中で現われた村について「沿道ノ村落ハ大抵小岡ノ南側ヲ建設シ一村ノ戸数ハ二十戸内外ニシテ大村落乏シク宿営力少シ」¹⁵⁾と記している。何十年後の20世紀40年代ごろになっても、村の戸数がそれほど増えなかった。これは遊牧してきたモンゴル人が広い空間を求め、隣と遠く離れたところで家を建て、間隔をおきながら定住していたからである。

以上の村落のほか、もうひとつの定住形式、町というものがあるが、ジャライド旗の開放前線に沿い、南部から北部へと大賚、泰賚溪、景星鎮のような町も形成されていた。

まず、大賚をみてみよう。1908年ごろ大賚に50戸

の商戸、1戸の旅館があった¹⁶⁾。1919年、街づくりが東南二支里、南北三支里まで伸び、土壁と外壕で囲まれ、東西南北ごとに門が設けられていた。行政機関には警察所、税捐局、電信局、文報局などが整備された。人口は1000戸7000人。西街は貿易の中心になり、福成興（焼鍋兼油房）、湧巨興（焼鍋兼油房）、廣和棧（糧棧）、廣和興（雑貨店）、同和棧（糧棧）、元昇合（雑貨店）、万發長（油房）、福成徳（油房）、永泰号（油房）、利興公（油房）、長順興（油房）、聚盛合（油房）、富華源（焼鍋）の店舗が並んでいた¹⁷⁾。

泰賚溪について『蒙古地誌』でこのように記している。「齊齊哈爾を距る西南二百五十支里、大賚県を距る西北二百五十支里、ホケリと称する蒙古部落所在丘陵の麓の位置し、市街は泰賚溪碱泡（塩水の湖）に望み、後方に丘陵を負う峪地にして、北より南に通ずる一條の大町よりなり」¹⁸⁾。1919年ごろ約400戸で4000人が住むようになり、県衙門、税捐局、電信局、文報局、精丈局など行政機関、男女小学校一つずつ設けられていた。街に商務会がある。店舗が大小約百四十に達し、福源徳（焼鍋）、公遠達（焼鍋）をはじめ30余所雑貨店、油房が1戸、旅館が10戸があった¹⁹⁾。泰賚溪は、齊齊哈爾まで二百四十支里、大賚まで三百支里、塔子城まで七十五支里のところに位置する。

景星鎮のものは、荒無草原中の僅か三四戸からなる定興營子という、モンゴル人からなる村落である。光緒31（1905）年移民をもっと受け入れようと、黒龍江將軍程徳全がここを景星鎮と改称し、町のもとにした²⁰⁾。ここは景星山をひかえている。1908年ごろ、戸数が20戸ほどだったが²¹⁾、1919年ごろ町が整って南北三本通りと東西五本通りが交差するようになる。人口200戸1000人。大小店舗が20所だが、経営者がほとんど長春、農安、懷徳からの者であった。行政機関には設治局、牧畜木植税局などがある²²⁾。

開放以後、漢人の集中する地域がジャライド旗の南部より北部まで広がり、農耕地域は以上の三つの町のもと行政が独立した大賚県、泰賚県、景星県となり、本旗から区画された。

4. ノトック人と生計地

ずっと昔からジャライド旗内に住んでいた旗民を、20世紀初めごろ「ノトック人」といい、土着民の意味を表していた。実はこの呼び方はジャライド旗の12ノトックと関係がある。周知のように成吉思汗の後裔たちにはそれぞれの領土があり、そのなか嫩江流

域と绰爾流域を阿民の子である蒙奎が占領した。彼がこれらの占領地を「扎賚特（ジャライド）」と号し、12人の下の世代に分け与えて、誇りをもちながら永遠に暮らすように命じた。これはジャライド旗の12ノトックができた経緯である。そのなか8のノトックが旗東部に位置し、草原であるため「草原の八つのノトック」と呼ばれ、残りの四つのノトックが西部に位置し、しかも山地であるため「山地の四つのノトック」と呼ばれていた。蒙奎は12ノトックをもって清朝順治五（1648）年に帰順し、ジャライドがジャライド旗になった。そのため、清朝におけるジャライド旗人口簿に「ノトック人」だけが登録されていた。

ジャライド旗が開放される際このノトック人に生計地を分け与えた。

生計地の面積について、文献資料の記録が同じではない。『興安南省札賚特旗実態調査報告書』では台吉とラムは90垧、壯丁は45垧²³⁾、『西科後旗扎賚特旗開放蒙地調査報告書』では台吉は2方地、壯丁は1方地、佐領は2方地²⁴⁾と記している。要するに、開放される際、本旗のノトック人が身分によって異なった面積の生計地をもらっていた。しかも、ジャサック王爺による「白契」（土地証書）もつけられていた。生計地を耕作地にしても、牧場にしてもかまわないだが、周辺が農耕地になり、生活空間が狭くなる環境に巻き込まれ、放牧ができなくなった。最初、一部のノトック人が生計地をそとモンゴル人と漢人に貸しあげ、開墾させ、そして小作料を徴収していた。彼らはどのように生計地を他人に貸していたかを、ひとつの民間土地証明書からみてみよう。「今有本站（烏鴨站）壯丁白音把達哈名下招墾有期墾戸張秀枢居六家子屯、墾種生計地荒地六十垧、毎年照章如期納付地主租糧食計十石豚百斤。該戸並須遵令納付各費。墾戸期內如有任意出兌時、准地主撤佃若有不对意付只與地主議定。墾戸開墾建造家屋各費隨時歸原地主對還墾戸。該戸期內如有不法行為隨時不招、逐出站境。特此發給墾戸張秀枢執據。」²⁵⁾（現在、本役所に所属される壯丁、バヤンバダフは、張秀枢を有期的な小作戸として受け入れ、六家子の六十垧生計地を耕作させ、毎年穀物十石豚百斤の小作料を徴収することになった。契約期間内、小作戸が土地を売り渡すことが起こるなら、貸主は土地を直ちに取り戻し、しかも小作戸のつくった建物について、貸主は物品の時価によって買いとる。小作戸になにかの不法行為があったら、契約を解除し本站から追い出す。特に本証書を発給して、張秀枢が所有すること。）生計地を貸したとしてもその所有権をノト

ック人が握っていて、何かがあったとき、借主から生計地を取り戻すことができる、といった内容をこの土地証書でも記入している。

生計地の小作料は、一般的に穀物10石と豚肉100斤であるが、漢人が集中している地区では面積ごとに決められていた。1930年頃、大賚縣寶石屯では、1垧の高梁農地の小作料は、上等地4石、中等地2石、下等地1石になる。1垧のあわ（穀子）の農地の小作料は、上等地4石、中等地2石、下等地1石になる²⁶⁾。

その一方、生活に困ったとき生計地をすみやかに売り渡す人も多く現れていた。生計地を買う者は、「白契」に王爺の印を押してもらってから私有にしていた²⁷⁾。

生計地を貸し出したり売り渡したりしたノトック人は、地元を離れ深部のノトックへ移した。1930年頃、阿拉丹花屯という村には、泰賚縣からやってきたブルド、コンブ、トプトシ、ポアンハーバヤ等何人かのノトック人が居住していた²⁸⁾。南のノトック人がこのように北部に移住するのがごく一般的であった。

ジャライド旗開放地区の生計地は当初約151,200垧であったが、1930年頃約128,557垧まで減少した。そのうち民国十六（1927）年以後私人に売却した生計地は約22,644垧にものぼる²⁹⁾。当時大賚縣寶石屯のノトック人の生計地も2000垧ぐらいいしか残っていなかった³⁰⁾。これらの記録から20世紀はじめ頃、ノトック人がいかに生計地を置き去りにしていたことが分かる。民国末期、黒龍江省清丈局は、大賚、泰賚、景星三縣に土地整理を行い、生計地の販売がひどくなっていった事実を認めたとえ、ノトック人が生計地を取り戻しにこない場合、漢人農民がそれを私有することができる。ただし、改めて1垧江洋二元八角八分の荒価を支払わなければならないと決めた。清丈局は一般開放地と同様に漢人農民に土地執照を渡した³¹⁾。

5. 異なった経済地区

清朝末期から民国までの開放時期をへて、ジャライド旗には三つの経済地区が形成した。

第一の経済地区は、大賚、泰賚、景星県およびそれと隣接する地区であり、主に漢人の報領地からなっている。なお早くからここに住んでいたノトック人とそとモンゴル人は、漢人の増加にともなってどんどん深部に移っていったため、内地と完全に同じく、漢人を主とする農耕地区となった。

第二の経済地区は、これらの農耕地区より遠く離れた深部地域である。ここでは、牧畜業が依然として経

済基盤となっている。『東部蒙古誌補修草稿』で「本旗（ジャライド旗一筆者）ノ住民ハ北部景星鎮地方南方大賚鼎地方ハ移住支那人多ク其外蒙古人ハ西北地帯ヲ主トシ其他平地ニ雜居ス蒙古人ハ王府付近ヨリ大抵蒙古包ニ住シ主トシテ牧畜ヲ営ム」³²⁾と記している。同じ内容は『東部蒙古誌草稿』にもある³³⁾。ここから、おそらく20世紀10年代ごろ、ジャライド旗王府を中心とする深部地区に牧畜が基盤となり、ノトック人が依然として「包」に住んで移住していたことがわかる。その後、そとモンゴル人が進入し農耕を發展させ、ノトック人に大きな影響を与えた。本旗の家畜を大量に持つノトック人を除き、普通のノトック人は「包」の生活を終え固定住宅に住むようになった。バヤンたちは固定住宅と「包」を兼用し、家族の一部が村に残り、一部が家畜を追って「包」で移動する。

家畜を大量に持つノトック人の生活を、フルレという村のドリゴル一家を例にしてみよう。彼は牛100頭、馬120頭、羊・山羊2000頭を飼っていた。六人を雇って、牛の群れに一人、馬の群れに一人、羊・山羊に四人をつけた。夏と秋の二回ぐらい「包」で移動し、塔子城一帯まで行く。そこで家畜に塩分を取らせることもできる。冬は、家畜を群れごとに放牧していたが、そのなか羊を二つわけ、半分を村の付近、半分を河の向こう側に放牧していた。冬には、家畜用の塩を買って用を済ませていた³⁴⁾。

筆者の聞き取り調査地、豊屯にも当時バトボイン、ジミヤンゴンチックというバヤンたちがいて、固定住居を兼ねながら家畜を追って「包」の移動生活を送っていた。

本旗では、昔のような単一牧畜はすでに消え、経済資力のあるノトック人がそとモンゴル人に土地及び生産道具を提供し、耕作させて小作料を徴収していた。多くの人が牧畜と農業を兼営していた。これは1919年出版された『蒙古地誌』に記されてある内容とも大体同じである。「本旗の牧畜は甚だ盛りに行なわれ、未開墾地到處大牧畜を有し、又西北部山麓地帯、溪谷の間には自給の為に少許糜子を耕作し、全力を注ぎて牧業に従事す、農業を主業とせるものは、開放地交界地方の他旗移住蒙古人に限らるの如き状態に在り、而して本旗に於ける著名の牧地は王府の西北五十支里に位置せるカシャー地方を最とし、地勢平坦一望無際、地味砂質壤土よりなり、加るに綽尔河の水質良好にして、殊に牧畜に飲料に適す。」³⁵⁾

以上から、ジャライド旗深部のノトック人も農耕利益に魅力され、耕地を求めるようになっていたことが

わかる。耕地が限りがなく拡大していったら、牧畜に弊害をもたらすと旗ジャサックは考慮し、「戸地」制度を施行し、1戸につき90垧土地を耕せる、それ以上はいけないと定めたが実際にその90垧に止まらず、もっと広い耕作地を有していたノトック人も少なくなかった³⁶⁾。

経済資力がないノトック人のうち、ある人は自作すると同時に戸地の小作人を雇って小作料をもらったり牛を他人に貸しその分の小作料をもらったりしていた。ほかに牛を2頭、3頭を飼うと同時に、山から木材を下ろすとか、狩猟の獲物を販売するなどの副業を經營する人もいた。

ジャライド旗の第三経済地区は、農耕地区と深部地区との間に位置する中間地区である。

ここには漢人とモンゴル人が雜居し、農業が比較的進んでいて、満州国行政区分である第三努図克（ノトック）（音徳爾一帯、漢人793人、モンゴル人は5665人）、第四努図克（烏珠爾一帯、漢人5,490人、モンゴル人1,604人）、第八努図克（都爾本新一帯、漢人1,158人、モンゴル人2,024人）にあたる地域である³⁷⁾。初期に漢人が少なく、後期に増える一方となった。この地域のモンゴル人は、馬より牛と羊を飼い漢人と同じく粟、玉蜀黍、黍などを耕作していた。家畜が減少され、乳製品や羊肉より穀物、豚肉と野菜がよく食べられるようになった。ノトック人は、1戸当り約20～50垧不等の耕作地を有し³⁸⁾、小作人を雇うあるいは自分が耕作していた。この中間地帯では農業と牧畜が混合するが、漢人は農耕を、モンゴル人は主に農業と牧畜を經營していた。

要するに、ジャライド旗には耕地を主にする南部地帯、半農半牧の中間地帯、牧畜を主とする北部地帯、といった三つの経済地区が形成された。本旗南部には遊牧の姿が見られなくなり、深部地区には遊牧できる空間が狭くなり、わずかのノトック人によって遊牧が維持される状態であった。

終わりに

以上の述べた内容から、開放蒙地によってジャライド旗にはさまざまな変容が行われていたことがわかる。それを主に以下の三点でまとめてみよう。

1、ジャライド旗に村落と町ができて、農耕定住が広がっていた。町のもと大賚、泰賚、景星県が形成された。当時町よりもっと広がって定着していたのは村落である。深部の人が遊牧する際に「蒙古包」を使う

ことを除き、多くの人は漢人とそとモンゴル人の影響を受け、固定した家に住むようになった。漢人の農耕定住が町と村落を中心にし、より遠くまで影響を与えていたことは間違いない。

2、開放蒙地が人口移動を促進し、それは、ノトック人の土地失いに拍車をかけていた。耕地をねらう漢人の農民と違って、モンゴル人は放牧もできる、心の寛ぎもできる、そういったひろいところを目指して移動していた。漢人と雑居しながら生活することは非常に苦しいことであり、やがてもらった生計地を売り渡す、あるいは置き去りにする。漢人であろう、モンゴル人であろう、よく移動し、よく混乱している状態のなか、ノトック人がとくに北部のほうから再びもどってきて生計地を漢人の手から取り戻すことは不可能である。

3、開放蒙地によって、ジャライド旗に農耕地帯、農業を主とする半農半牧地帯、牧畜を主とする地帯、といった異なる経済区域が形成した。南部へいけばいくほど農耕地北部へいけばいくほど牧畜が主とする。家畜構成が変わることに従い牧地が狭くなり、遊牧するノトック人が著しく減っていく。このように形成された経済区域のなか、遊牧経済がますます衰退することを余儀なくされた。

実はジャライド旗のこのような変容が20世紀初めごろにおける内モンゴルの状況とも一致している。変容を引き起こした主な原因は遊牧から農耕への転換である。ジャライド旗の経済転換は、上述したとおり、清朝光緒28年から本格的に、なおかつ朝廷の強制圧力のもとで始まった。他の地域と比較すれば、開始が遅れていても開放蒙地が迅速的に進められ、進入した漢民がより多くなり、開墾された土地がより広がった。したがってジャライド旗のモンゴル人にとって、いかに短時間内自分のことを急に変えるかは、非常に大きな課題となっていた。ジャライド旗の事例は、内モンゴルの社会変容を具体化にし、変容した実態をより細かなところまで反映したものである。

文献・注

- 1) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調査報告書. 興安局, p. 137.
- 2) 「垧」は土地、田畑を測る単位であるが、東北地区、内モンゴルでは1垧イコール15畝、1畝イコール667平方メートルとなる。土地資料によると、当時の面積単位が現在と多少違っていたことがわかる
- 3) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調査報告書. 興安局, p. 133.
- 4) 柏原幸久, 濱田純一 (1919) : 蒙古地誌 (中巻). 富山房, p. 31.
- 5) 柏原幸久, 濱田純一 (1919) : 蒙古地誌 (中巻). 富山房, p. 31.
- 6) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調査報告書. 興安局, p. 138.
- 7) 扎賚特旗志編纂委員会 (1993) : 扎賚特旗志. 内蒙古人民出版社, 呼和浩特, p. 570.
- 8) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調査報告書. 興安局, p. 138.
- 9) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚旗開放蒙地調査報告書. 興安局, p. 189.
- 10) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調査報告書. 興安局, p. 129.
- 11) 内蒙古日报社調査研究室 (1948) : 扎賚特旗烏珠尔努图克腰五九嘎查調査, 扎賚特旗史志局 (編, 1995), 扎賚特旗党史文集 (1), 扎賚特旗史志局, 音徳尔.
- 12) 内蒙古党委調査研究室 (1948) : 丰屯調査. 扎賚特旗史志局 (編, 1995), 扎賚特旗党史文集 (1), 扎賚特旗史志局, 音徳尔.
- 13) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚旗開放蒙地調査報告書. 興安局, p. 155.
- 14) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調査報告書. 興安局, p. 45.
- 15) 関東都督府陸軍部 (1908) : アジア学叢書 東部蒙古誌草稿 (下). 大空社 (2006), p. 571.
- 16) 関東都督府陸軍部 (1908) : アジア学叢書 東部蒙古誌草稿 (中), 大空社 (2006), p. 725.
- 17) 柏原幸久, 濱田純一 (1919) : 蒙古地誌 (下巻). 富山房, p. 995.
- 18) 柏原幸久, 濱田純一 (1919) : 蒙古地誌 (下巻). 富山房, p. 1001.
- 19) 柏原幸久, 濱田純一 (1919) : 蒙古地誌 (下巻). 富山房, p. 1002.
- 20) 柏原幸久, 濱田純一 (1919) : 蒙古地誌 (下巻), 富山房, p. 1020.
- 21) 関東都督府陸軍編 (1908) : アジア学叢書 : 東部蒙古誌草稿 (中). 大空社 (2006), p. 726.
- 22) 柏原幸久, 濱田純一 (1919) : 蒙古地誌 (下巻). 富山房, p. 1020.

- 23) 興安局 (1940) : 興安南省札賚特旗實態調查報告書. 興安局, p. 44.
- 24) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調查報告書. 興安局, p. 184.
- 25) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調查報告書. 興安局, p. 194.
- 26) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調查報告書. 興安局, p. 130.
- 27) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調查報告書. 興安局, p. 196.
- 28) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調查報告書. 興安局, p. 157.
- 29) 興安局 (1940) : 興安南省札賚特旗實態調查報告書. 興安局, p. 45.
- 30) 興安局 (1939) : 開放蒙地資料第五輯 西科後旗札賚特旗開放蒙地調查報告書. 興安局, p. 130.
- 31) 興安局 (1939) : 興安南省札賚特旗實態調查報告書. 興安局, p. 44.
- 32) 關東都督府陸軍部編 (1914) : 東部蒙古誌補修草稿 (下編). 大空社 (2006), p. 58.
- 33) 關東都督府陸軍部編 (1908) : 東部蒙古誌草稿 (上). 大空社 (2006), p. 276.
- 34) 興安局 (1939) : 興安南省札賚特旗實態調查報告書. 興安局, p. 83.
- 35) 柏原孝久, 濱田純一 (1919) : 蒙古地誌 (下卷). 富山房, p. 572.
- 36) 興安局 (1940) : 興安南省札賚特旗實態調查報告書. 興安局, p. 77
- 37) 興安局 (1940) : 興安南省札賚特旗實態調查報告書. 興安局, p. 57.
- 38) 興安局 (1940) : 興安南省札賚特旗實態調查報告書. 興安局, p. 60.

Received date 2017年11月20日

Accepted date 2017年12月18日